

道路占用料制度に関する課題について（案）

1. 平成8年当時に比べ、全国的に地価が下落していることから、占用料の基礎となる道路価格にもこれを反映させる必要がある。
2. これまで占用料の使用料率を定める際に参考としていた、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の土地の使用料の算定基準における率（全国一律の率）が定められなくなったため、新たに民間における土地の賃貸事例を調査して、占用料算定に用いる使用料率を定める必要がある。
3. 占用料は、全国の市区町村を甲地（東京都23区、人口50万人以上の市）、乙地（甲地以外の市）、丙地（町村）の3つに区分して設定しているが、近年の大規模な市町村合併が進展したことにより、当該区分の構成市町村に変更が生じており、これに伴い各区分の基礎となっている平均的な道路価格にも変動が生じていることから、現在の市町村構成を反映させる必要がある。
また、甲地の対象市区町村は、政令において限定列挙されているため、市町村合併等により甲地の人口規模に該当する市となった場合には、政令改正が必要となる。
4. 最近の情勢に応じた検討項目としては、例えば、地下埋設管の口径区分の細分化の必要性や売上収入額を勘案する占用料を適用する物件の拡大などが考えられる。